

令和3年度 税制改正に関する要望

2020（令和2）年8月
公益財団法人 公益法人協会

令和3年度 税制改正に関する要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 雨宮孝子

公益法人は日本社会の中で多種多様な民間公益活動を展開しています。例えば高齢者支援、子育て支援、青少年の健全育成・教育増進、文化芸術、国内外の災害支援、奨学金や学術研究助成など、コミュニティや専門分野の最前線で多くの方々が献身的に活躍しています。日本においては、これら公益法人をはじめとする非営利の組織は慢性的な資金難や様々な過剰な規制がある中、創意工夫を凝らして安心、安全で安定した社会を作るために懸命に活動を続けています。

「課題先進国」と言われる日本において、様々な社会的課題に取り組む非営利組織の果たす役割は極めて重要であり、これらの団体に対する資金的支援（寄附）による更なる公益活動の促進が強く望まれており、そのためには民間公益活動を支えている公益法人に対する運営基盤の強化が重要です。

2020年初頭から予想だにできなかった新型コロナウイルスが瞬く間に蔓延し、100年に一度のパンデミックの様相を呈しております。そのような状況の中、政府、自治体による各種支援策が施されていますが、民間の非営利組織による募金や支援活動も開始され、医療をはじめ、福祉・教育、文化・芸術など、各分野で資金的支援を必要としている団体や個人をサポートする動きも活発化はしてきておりますが、その基盤は脆弱です。

このような状況を踏まえて、「公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するための税制」、「寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するための税制」について要望いたします。公益法人をはじめとする非営利組織の活動を支え、かつ促進する公益税制の活用を促すためにも、公益法人制度改革の原点となっている「民による公益の増進」を後押しするよう一層の拡充を求め、その実現を切に願うものです。

以上

目 次

●令和3年度税制改正要望項目	4
●令和3年度税制改正要望（全文）	6
I 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために	
1 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化	6
2 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充	6
3 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し	7
4 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する 固定資産税の非課税措置	8
5 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について	8
II 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために	
1 寄附金控除における税額控除率の引き上げについて	10
2 寄附金控除の適用下限額の撤廃について	10
3 公益法人等への資産寄附に係る みなし譲渡所得の特別控除の特例の創設	11
4 相続税非課税措置の適用要件の見直し	11
5 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し	12
III その他	
1 災害等、天災に備えるための積立金の柔軟な対応	13
2 消費税インボイス制度における問題提起	13

●令和3年度 税制改正要望項目案

I 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために

1 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化

- 大規模災害発生時において復旧復興支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

2 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充

- 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

3 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

- 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、用途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

4 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

- 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等不動産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

5 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について

- 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること。

II 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために

1 寄附金控除における税額控除率の引き上げについて

- 寄附金控除の方式は、所得控除方式と税額控除方式の2つの方式を採用しているが、平成27年以降、所得税率が改訂され、上限が40%から45%に引き上げられている。これに合わせ税額控除方式の計算式についても

「40%」を「45%」に改めること。

2 寄附金控除の適用下限額の撤廃について

- 個人の寄附金控除の適用下限額（現在は 2000 円）を撤廃すること。

3 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

- 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

4 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- 相続税非課税措置の適用要件が寄附財産を公益目的事業の用に直接供した後に後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること。

5 公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し

- 公益社団・財団法人並みの税制整備を措置すること。

III その他

1 災害等、天災に備えるための積立金の柔軟な対応

- 不測の事態に備え、法人が安定的に事業活動を継続することができるよう、いわゆる収支相償規制の撤廃や遊休財産規制の緩和を行うこと。

2 消費税インボイス制度における問題提起

- インボイス制度は、今般の消費税改正の根幹にかかわることであり、経過措置も段階的に認めていることは承知しているが、公益活動を担う法人からの声にも耳を傾けていただき、特段の配慮を望むものである。

以上

●令和3年度 税制改正要望（全文）

I 公益法人の活動基盤を強化し、公益活動を促進するために

1 大規模災害等、天災発生時における指定寄附金の制度化

○ 大規模災害等、天災発生時において、被災者・被害者に対する支援活動を行う公益法人等への指定寄附金が速やかに適用できるように制度化すること。

- ・東日本大震災における震災関連寄附金では、寄附金控除の特例が認められ、公益法人への寄附金もその対象となったものの、その範囲は限定的で、自ら被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金に限られていた。
- ・また、今般のコロナ禍における新型コロナウイルス関連支援活動を行うために募集する寄附金について、一定要件を満たすものについて指定寄附金として税制優遇の対象となったが、上記の東日本大震災の際と同様に自ら寄附金を集めて自ら支援活動を行う法人が対象となっている。
- ・公益法人等が募集する災害関連寄附金の対象範囲に、被災者・被害者の支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者・被害者の支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう、来年の通常国会で改正が予定されている災害対策基本法等で、予め制度化を求めるものである。

関連条項：震災特例法第8条第1項、平成23年3月財務省告示第84号、同年5月財務省告示第174号、令和2年6月財務省告示第159号

2 法人の寄附金特別損金算入限度額の拡充

○ 法人の寄附金に係る法人税法上の特別損金算入限度額について、拡大することや繰越控除を認めること。

- ・平成23年度税制改正により法人の寄附金特別損金算入限度額について拡充が行われたが、寄附金損金算入限度額の計算は、「資本金」と「所得金額」を基準に算出されるが、資本金については企業規模を反映しているとは言い難く、米国などに比べると十分とは言えないのが現状である。個人と並び、寄附文

化の醸成に重要な役割を果たす企業による社会貢献活動を促進するためにも、特別損金算入限度額を中小企業にも配慮し、米国並みの所得金額の10%相当額まで拡大することや、繰越控除を認めるなどの拡充を求めるものである。

関連条項：法人税法第37条、法人税法施行令第73条

3 特定収入に該当しない寄附金の扱いの見直し

○ 仕入控除税額を算出する際の消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、使途に関連する適正な管理費と行政庁が認めた場合は、当該管理費を除いた金額分を対象とする取扱いとすること。

- ・ 従来、寄附金は特定収入にカウントされ、法人全体収入に占める割合に応じて、仕入控除できる税額が減少し、納付する消費税額の増加要因となっていた。平成25年の消費税法施行令の一部改正により、募集要綱等においてその全額の使途が課税仕入れ等以外（例えば他団体への助成金や支援金）に限定されていることが行政庁により確認されている寄附金については、特定収入から除外することとされ、その分、納付消費税額が増えないこととなった。
- ・ しかし、寄附金募集に係る目的事業を実施する場合、人件費等の管理費が通常は必要である。事業の策定、助成先等の調査及び選考、活動経過の追跡などに一定の費用が必要である。これらの資金を全額自己資金で賄うことは通常は稀であり、また、寄附者も管理費への一部使用を了承して寄附することが一般的である。このようなことから、折角本制度を創設していただいたが、僅か1件のみしか行政庁の適用証明を取得していないのが現状である（7月30日現在）。
- ・ 上述の現況に鑑み、また使われる制度とするためにも、寄附金の募集・交付にかかる人件費に寄附金が充当されることについて寄附金の募集に係る文書において明らかにされていることにつき行政庁の確認を受けた場合は、特定収入に該当しない寄附金等とすること。すなわち、一定の適正な管理費に寄附金を充当する場合であっても、その金額を除いて特定収入に該当しないことと改めていただきたい。

関連条項：消費税法施行令第75条

4 公益目的事業実施のための土地、建物等に対する固定資産税の非課税措置

○ 公益法人が実施する公益目的事業の用に供する土地、建物等不動産に係る固定資産税については非課税措置を講じること。

- ・ 地方税法において、公益法人が所有する土地、建物等の固定資産について非課税とされるものとして、幼稚園、図書館、博物館、寄宿舍、医療関係者の養成所等において直接その用に供している固定資産や、「学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産」が規定されている。
- ・ その一方、公益法人協会では毎年、公益法人、一般法人を対象としてアンケート調査を実施しているが、その際、「公益目的事業に使用する土地、建物等の固定資産については非課税にしてほしい」との声が根強く、多数寄せられている。
- ・ 地方税の性格として、自治体に課税権があり、各地方自治体は地方税法が定める規定の枠内で税条例を制定し、賦課徴収することになっているが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、国税同様地方税においても「民による公益の増進」を普及、支援するためにも上記固定資産税の扱いとなるよう特段の配慮を要望するものである。

関連条項：地方税法 348 条関係

5 公益法人が拠出する褒賞金受領者に対する非課税措置について

○ 公益法人が公益目的事業として拠出する褒賞金について、非課税所得として指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えること。

- ・ 所得税が非課税となる賞金の指定は、所得税法第9条第1項第13号を根拠とする告示によるが、公益法人制度改革後は、1件も追加指定されておらず、指定に至る手続き関係もよくわからない。
- ・ 公益法人は公益目的事業で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし行政庁により認定を受けている法人であり、広く学術、文化芸術の分野の発展に寄与する事業を展開する法人は多い。それら法人が拠出する褒賞金は特定の目的や特定の個人に対する金品の供与とは異なり、社会に対する貢献度の高さにより選考されており、受賞者の業績に対して贈与するも

のである。

- ・そういった公益法人が拠出する褒賞金に関して、税の平等性の観点から課税・非課税の評価基準を明確にし、納税する受賞者の理解と納得が得られるようにする必要がある。これにより研究者の成果に対する正当な評価につながり、学術、文化芸術分野における日本の更なる地位向上に貢献するものと考ええる。
- ・少なくとも、指定を受けるための申請様式や必要事項を定めるなど、公益法人からの申請を受けられる環境を整えていただきたい。

関連条項：所得税法第9条

Ⅱ 寄附文化を醸成し、寄附を通じて社会参加を促進するために

1 寄附金控除における税額控除率の引き上げについて

○ 寄附金控除の方式は、所得控除方式と税額控除方式の2つの方式を採用しているが、平成27年分以降、所得税率が改訂され、上限が40%から45%に引き上げられている。これに合わせ税額控除方式の計算式についても「40%」を「45%」に改めること。

- ・ 寄附金控除の方式には、①所得控除方式と②税額控除方式の2方式があり、寄附者が選択できる制度になっている。税額はそれぞれ次の計算式により算出でき、下線部分がそれぞれ控除税額を示す算式となる。

$$\text{① } \{ \text{所得金額} - \underline{(\text{寄附額} - 2000 \text{円})} \} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

$$\text{② } \text{所得金額} \times \text{所得税率} - \underline{(\text{寄附額} - 2000 \text{円}) \times 40\%} = \text{税額}$$

- ・ 所得税の税率は、平成19年から平成26年分までは所得金額195万円以下の5%から1800円超の40%までの6段階に区分されていたものが、平成27年分から所得金額4000万円超の区分が追加され45%の税率が設けられている。
- ・ そのため所得金額4000万円超の高額所得者が①の方式を選択した場合と、それ以外の所得金額層とで控除税額上限が不均衡状態となっている。この不均衡状態を是正し、少額寄附促進のためにも、税額控除方式も所得控除方式の最高税率に合わせ、「45%」とする措置に改めていただきたい。

関連条項：租税特別措置法第41条の18の3

2 寄附金控除の適用下限額の撤廃について

○ 個人の寄附金控除の適用下限額（現在は2000円）を撤廃すること。

- ・ 現在2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。
- ・ 個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃し、金額的にはわずかであっても、多くの一般市民が気軽に寄附ができ、税制上のインセンティブが与えられるような仕組みを構築することは、寄附促進に関してさらに有効と考える。

関連条項：所得税法第78条

3 公益法人等への資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例の創設

- 公益社団・財団法人及び認定特定非営利活動法人に資産に係る贈与、遺贈を行った場合は、みなし譲渡所得から 3,000 万円を上限に特別控除できる特例を設けること。

- ・内閣府の「国民生活選好度調査」^(注1)によれば、遺産相続について、「子どものためだけでなく、看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」「困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」といった遺贈に積極的な考え方も見られ、また、民間団体による調査によれば、40歳以上の日本人の約 2 割が社会貢献のために資産の一部を遺贈寄附してもよいと考えているという結果も出ており^(注2)、遺贈寄附を考えているのは一部の富裕層だけではないことが窺える。寄附文化醸成には、資産寄附においても一部の富裕層だけでなく、こういったより多くの市民が寄附しやすいインセンティブが必要である。措置法 40 条の特例以外にも資産寄附の特例を設けることは、民間の資金を公益セクターへ流入させるには有効であると考えられる。
- ・そのような新たな制度を設ける際には、参考となる特別控除の前例として、「居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例」(譲渡所得から最高 3,000 万円まで控除できる)や、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」(相続人が相続により生じた古い空き家又は当該空き家の除却後の敷地を譲渡した場合、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除できる)などの仕組みが設けられている。

(注1) 2004(平成16)年実施。回答は全国の15~79歳の男女3,670人。

(注2) 『寄付白書2017』より。また国境なき医師団が20~70歳代の男女1200人を対象に行った「遺贈に関する意識調査2018」によると、「遺贈をしたい」が14.6%、「遺贈をしてもよい」が49.8%という結果もある。

4 相続税非課税措置の適用要件の見直し

- 相続税非課税措置の適用要件が寄附財産を公益目的事業の用に直接供した後に後発的事由により充当できなくなった場合は、課税対象は受贈者たる公益法人等とすること。

- ・みなし譲渡所得税の非課税特例措置により、財産を受贈した公益法人、認定特定非営利活動法人が寄附財産を公益目的事業の用に直接供した後に後発的

事由により非課税特例措置の取消しを受けた場合は、当該公益法人等がみなし譲渡所得税の課税対象となる（平成 20 年度税制改正）のと同様、相続税非課税措置の適用要件が後発的事由により充当できなくなった場合も^(注3)、寄附財産を公益目的事業の用に直接供した後に承認の取消があった場合は贈与者の地位の安定を損なうことを避けるため、相続税の課税対象は受贈者たる公益法人、認定特定非営利活動法人とする扱いとされたい。

(注3) 当該贈与があった日から2年を経過した日までに政令で定める法人に該当しないこととなった場合又は当該贈与により取得した財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合。

関連条項：租税特別措置法第 70 条

5 公益信託制度の抜本の見直しに伴う税制の見直し

○ 公益社団・財団法人並みの税制整備を措置すること。

- ・公益法人制度改革3法が平成 20 年 12 月に施行された。一方、公益信託については、平成 18 年 12 月公布の信託法においては改正は行われず、同法案審議の際の衆・参両法務委員会の附帯決議において「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと」とされた。平成 28 年 6 月に、法制審議会信託法部会が再開され、平成 30 年 1 月には「公益信託法の見直しに関する中間試案」に関する意見募集が実施され、翌 31 年 2 月には「公益信託法の見直しに関する要綱案」が法制審議会で最終決定されており、法制度の抜本的改正作業が進んでいる。
- ・公益信託制度に係る税制の検討にあたっては、公益法人制度と平仄を合わせた所要の措置を講じ、拠出時の寄附金控除、寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等、新公益信託制度に相応しい税制の整備をされるよう要望する。

関連条項：所得税法第 11 条、所得税法第 78 条、法人税法第 37 条、租税特別措置法第 70 条等

Ⅲ その他

1 災害等、天災に備えるための積立金の柔軟な対応

○ 不測の事態に備え、法人が安定的に事業活動を継続することができるよう、いわゆる収支相償規制の撤廃、および遊休財産規制の緩和を行うこと。

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う経済活動自粛下にあつて、事業型公益法人、特に文化芸術、博物館、美術館、講習事業等を実施する法人の経済的ダメージは甚大であった。また、将来いつ起こるか分からない災害等、天災に備えるために特定費用準備資金を積み立てることもできず、運営資金不足に陥った法人が続出した。
- ・ 事業活動が制限されたことによる収入の道を断たれたことに加え、いわゆる収支相償規制、遊休財産制限により不測の事態に備えた内部留保を確保できないことにその一因があったことを指摘する法人関係者の声は少なくない。
- ・ このような事態を回避し、法人が安定的に事業活動を継続することができるよう、いわゆる収支相償規制や遊休財産制限については、撤廃あるいは緩和措置を検討していただくか、一定の条件のもと行政庁の承認により特別積立が認められるよう特例措置の創設を望むものである。

2 消費税インボイス制度における問題提起

○ インボイス制度は、今般の消費税改正の根幹にかかわることであり、経過措置も段階的に認めていることは承知しているが、公益活動を担う法人からの声にも耳を傾けていただき、特段の配慮を望むものである。

当協会が毎年、公益法人・一般法人を対象に実施しているアンケート調査（本年6月実施）では、下記のような消費税のインボイス制度に関する懸念の声が多数寄せられている。

- ・ 令和5年10月からインボイス制度が予定通り施行された場合、ほぼ全員が免税事業者である社員（正会員）しかいない当社団法人は、社員との取引における消費税の仕入れ控除が認められず、相当額を負担しなくてはならないため、事業運営が立ちいかなくなる。当法人が消費税込みで支払っている社員（正会員）への労働の対価については、事情を踏まえた制度の見直しが行われるよう望む。
- ・ 令和5年10月導入予定の消費税のインボイス制度では、シルバー人材センターにつ

いては、事業の特殊性に鑑み、特例で適用しないことにして欲しい。

- ・適格請求書等保存方式(インボイス)が会員に適応されるとシルバー人材センター事業の運営が立ち行かなくなると懸念している。
- ・シルバー就業における配分金に、個人事業主としての消費税課税納税が適用されると聞いている。高齢者の生きがい・社会貢献等を目指し設置されたシルバー人材センターの会員を消費税の課税客体とし納税させることは、公益事業の趣旨にそぐわないほか、実務的に不可能と思われる。
- ・消費税インボイス制度の導入に際して、免税事業者との取引に際しては、仕入税額控除の対象にならないとの規定があるが、公益法人は除外してほしい。

インボイス制度は、今般の消費税改正の根幹にかかわることであり、経過措置も段階的に認め、事業者が新たな環境に対応する時間もとっていることは十分承知しているものの、上記のように取引先が免税事業者となる法人にとっては、税負担が増加するケースも想定されることから、現場で公益活動を担う法人からの懸念の声にも耳を傾けていただき、特段の配慮を望むものである

以上

「公益財団法人 公益法人協会」（理事長・雨宮孝子）は、1972（昭和47）年に総理府（現総務省）の許可を受け、民間の出捐により設立された公益法人です。新公益法人制度の施行にともない公益認定を取得し、2009（平成21）年4月から公益財団法人となりました。「公益活動を担う団体による自律的で創造的な公益活動を推進、支援することにより、社会における非営利セクターの役割の向上と発展に寄与すること」をミッションとして掲げています。提言活動では、現代社会において非営利公益団体の役割は不可欠との視点から、一貫して民間公益活動の活性化策、支援策の充実強化を主張してきました。

◇本件に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

公益財団法人公益法人協会

担当：長沼、白石 TEL：03-3945-1017

